

令和7年10月26日執行

川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

確 認 団 体 の し お り

(令和7年9月)

川崎市選挙管理委員会事務局

電話044(200)3425

FAX 044(200)3951

目 次

第 1 概括事項

- 1 川崎市選挙管理委員会において行う事務 1
- 2 確認団体関係の事務を行う期間、時間及び場所 1
- 3 申請・届出に当たっての注意事項 1

第 2 個別事項

- 1 政治団体の確認 2
- 2 確認書交付後の物件及び諸用紙の交付 2
- 3 政談演説会の開催届出の受理及び告知用立札・看板類表示板の交付 . . . 3
- 4 政治活動用ポスター証紙の交付 3
- 5 政治活動用ビラの届出受理 4
- 6 機関紙誌届出の受理 5
- 7 物件等の再交付 5
- 8 関係書類・物件一覧 6

(参考) 令和 7 年 1 0 月 2 6 日執行

川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における確認団体の政治活動

. 7

第1 概括事項

1 川崎市選挙管理委員会において行う事務

川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における政党その他の政治団体（以下、「政治団体」という。）の政治活動に関し、川崎市選挙管理委員会において行う事務は次のとおりです。

- (1) 政治団体の確認申請の受理及び確認書の交付
- (2) 確認書交付後の物件及び諸用紙の交付
- (3) 政談演説会の開催届出の受理及び政談演説会告知用立札・看板類表示板の交付
- (4) 政治活動用ポスター証紙の交付
- (5) 政治活動用ビラの届出の受理
- (6) 機関紙誌の届出の受理

2 確認団体関係の事務を行う期間、時間及び場所

上記「1」の事務を行う期間、時間及び場所は、次のとおりです。

- (1) 申請・届出期間
 - 10月17日（金）（当該選挙期日の告示日）から
 - 10月25日（土）（当該選挙期日の前日）まで
- (2) 申請・届出時間
 - 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 届出場所

川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎17階
電 話 044（200）3425
FAX 044（200）3951

3 申請・届出に当たっての注意事項

- (1) 申請・届出を行うときは、記載事項その他の訂正に必要となりますので、政治団体の代表者の印鑑を必ず持参してください。
- (2) 申請書・届出書に記載する政治団体の名称は、当該政治団体の本部の名称でなければなりません。
- (3) 政治団体の事務所の所在地、代表者氏名及びその印は、当該政治団体の本部の事務所の所在地、代表者氏名及びその印に代えて、支部の事務所の所在地、代表者氏名及びその印でも差し支えありません。

第2 個別事項

1 政治団体の確認

(1) 確認申請の方法

ア 政治団体が川崎市選挙管理委員会に対し、公職選挙法（以下、「法」という。）第201条の8第2項において準用する第201条の6第3項の規定による確認申請を行うときには、「**政治団体確認申請書**」により行ってください。

イ 確認申請をする政治団体が選挙期日の告示日（10月17日）現在、国会に議席を有する政党以外の場合は、次の書類を各1部添付してください。

（ア）政治資金規正法第6条の規定による届出書（政治団体設立届出（※））の写し
※届出事項の異動届を提出している場合は、当該異動届の写しも添付してください。

（イ）綱領又は規約若しくはこれに類するもの

（ウ）役員名簿

（エ）最近の「**予算書**」

《注意事項》

「**政治団体確認申請書**」に記載する所属候補者の氏名は、戸籍に記載されている氏名ですが、通称を使用することが判明している場合には、当該通称を戸籍の氏名の右側にかっこ書きで付記してください。

(2) 確認の方法

10月17日（当該選挙期日の告示日）午前9時までに確認申請があった政治団体について、当該政治団体の所属候補者の立候補届出の受理順序により確認書に番号を記入し、「**確認書**」を交付します。

(3) 事前審査

確認申請の受理等の手続を円滑に行うため、政治団体確認申請に必要な書類（政治活動用ポスターを含む。）の事前審査を、10月6日（月）以降に川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課において行いますので、必要書類の準備を整え事前審査を受けてください。

2 確認書交付後の物件及び諸用紙の交付

川崎市選挙管理委員会の確認を受けた政治団体（以下、「**確認団体**」という。）に対し、次の物件及び諸用紙を交付します。

ただし、事前に交付済みのものを除きます。

(1) 政治活動用ポスター証紙交付票	1 枚
(2) 政治活動用自動車表示板	1 枚
(3) 政談演説会開催届出用紙	1 枚
(4) 政談演説会変更（中止）届出書	1 枚
(5) 学校施設使用許可・同証明書交付申請書（政談演説会用）	4 枚
(6) 政治活動用ビラ届出書用紙	1 枚
(7) 機関紙誌届出書用紙	1 枚

3 政談演説会の開催届出の受理及び告知用立札・看板類表示板の交付

- (1) 政談演説会を開催できる回数は、所属候補者の4倍に相当する回数までです。
- (2) 政談演説会を開催しようとする確認団体は、あらかじめ川崎市選挙管理委員会から交付された「**政談演説会開催届出書**」に所要事項を記載の上、川崎市選挙管理委員会に提出してください。
- (3) 政談演説会を開催する場所として川崎市立の学校施設を使用する場合は、「**政談演説会開催届出書**」に開催する学校施設の所在する区の区長が発行する「**学校施設使用許可証明書（政談演説会用）**」を、その他の施設を使用する場合は、当該施設の「**使用許可（承諾）証明書（写し）**」を「**政談演説会開催届出書**」にそれぞれ添付してください。
- (4) 政談演説会の開催届出を受理するには、開催予定施設の所在する区選挙管理委員会との連絡等（施設の確保状況の確認等）が必要であり、この連絡等にはある程度時間を要しますので、あらかじめ御承知願います。
- (5) 開催届出を受理したときは、政談演説会告知用立札・看板類表示板を一の政談演説会につき5枚交付しますので、政談演説会告知用立札・看板類表示板を掲示するときは、当該立札・看板の類の見やすい箇所に添付してください。なお、この立札・看板の類の表面には、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- (6) 開催届出をした政談演説会の演説会場若しくは開催期日を変更し、又は演説会を中止したときは、既に交付を受けた当該政談演説告知用立札・看板類表示板を添えて「**政談演説会変更（中止）届出書**」により速やかにその旨を届け出てください。

また、政談演説会の開催時間を変更しようとするときは、既に交付を受けている表示板の添付は不要ですが、速やかにその旨届け出てください。

4 政治活動用ポスター証紙の交付

(1) 提出書類

政治活動用ポスター証紙の交付を受けようとする確認団体は、川崎市選挙管理委員会から交付された「**政治活動用ポスター証紙交付票**」に所要事項を記載の上、掲示しようとする政治活動用ポスターの見本3枚を添えて提出してください。

ア 政治活動用ポスターの見本は、記載内容が異なるポスターがある場合には、それぞれ3枚ずつ提出してください。

イ 政治活動用ポスターの規格（長さ85cm、幅60cm以内）については、川崎市選挙管理委員会において見本を厳密に測定しますので、作成の際は十分注意してください。

ウ 政治活動用ポスターには、所属候補者の氏名を記載したり、それを類推させる事項は記載できませんので、十分注意してください。

エ 政治活動用ポスターの表面への法定記載事項（政治団体の名称、掲示責任者の氏名及び住所並びに印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所）のうち、印刷者が法人の場合の名称は、会社の種類（株式会社、有限会社等）も記載してください。

(2) 証紙の交付

ア 交付枚数

政治活動用ポスター証紙は、政治活動用ポスター証紙交付票、見本ポスターの記載内容等について審査した後、100枚を交付します。

イ 交付する証紙

交付する証紙の様式は、次のとおりです。

令和7年執行 川崎市議会議員 川崎区選挙区補欠選挙 政治活動用ポスター 番 号 川崎市選管
--

(注意)

- ① 証紙は、50枚1シートになっています。
- ② 証紙1枚のサイズは、縦2.5cm×横3.2cmです。
- ③ 証紙の中央の番号は、確認団体の届出順序を表示するものです。

ウ 交付

「政治活動用ポスター証紙交付票」の確認番号が1番の確認団体に「1」を表示した証紙を、同2番の確認団体に「2」を表示した証紙を交付します。

5 政治活動用ビラの届出受理

- (1) 政治活動用ビラを頒布しようとする確認団体は、川崎市選挙管理委員会から交付された「政治活動用ビラ届出書」に所要事項を記載し、頒布しようとする政治活動用ビラの見本3枚を添えて提出してください。
- (2) 政治活動用ビラの見本は、記載内容が異なる場合(2種類以内に限られる。)には、それぞれ3枚提出してください。
- (3) 法第201条の11第5項の規定によって政治活動用ビラの表面に記載しなければならないこととされている「当該政治団体の名称、選挙の種類及び法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号」は、なるべく次の記載例のようにしてください。

記 載 例

〇〇党・川崎市議補選・届出ビラ〇号

(注) 政治団体の名称は、一般に通用するものであれば略称でも差し支えありません。

ビラ届出の順序を追って、1号、2号と記載してください。

6 機関紙誌届出の受理

機関新聞紙又は機関雑誌を発行しようとする確認団体は、川崎市選挙管理委員会から交付された「**機関紙誌届出書**」に所要事項を記載し、その最近号各 3 部を添えて提出してください。

なお、川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙に関する報道・評論ができる機関紙誌は、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 確認団体の発行するもの
- (2) 本部で直接発行するもの
- (3) 通常の方法で頒布するもの
- (4) 川崎市選挙管理委員会に届け出たもの
- (5) 各 1 部に限る（これは、機関新聞紙 1 種類か機関雑誌 1 種類、又は各々 1 種類ずつという意味です。）。

7 物件等の再交付

川崎市選挙管理委員会から交付された物件等を汚損又は破損して使用に耐えないときには、速やかに川崎市選挙管理委員会に連絡の上、「再交付申請書」に汚損又は破損した物件等を添えて提出し、再交付を受けてください。

また、物件等を紛失した場合は、所轄警察署に紛失届出をした上で再交付の申請を行ってください。

8 関係書類・物件一覧

(1) 各種申請・届出に必要な書類

用紙の名称	交付数	備考
政治団体確認申請書	1	帳票類は本市ホームページにも掲載していますので、必要に応じてダウンロード・印刷して御使用ください。
政談演説会開催届出書	1	
政談演説会変更（中止）届出書	1	
学校施設使用許可・同証明書交付申請書	4	
政治活動用ビラ届出書	1	
機関紙誌届出書	1	
予算書様式	1	

(2) 確認団体申請受理後に交付する物件類

用紙等の名称	交付数	備考
確認書	1	原則として再交付しませんので、取扱いに注意してください。
政治活動用自動車表示板	1	
政治活動用ポスター証紙交付票	1	

(3) 政談演説会の開催届出の受理後に交付する物件

物件の名称	交付数
政談演説会告知用立札、看板類表示板	一の政談演説会につき5枚

(参考) 令和7年10月26日執行

川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における確認団体の政治活動

- ◎ 川崎市長選挙の告示日（10月12日）から選挙の期日（10月26日）までの間、政党その他の政治活動を行う団体は、次に掲げる政治活動が川崎市内において禁止されます。

ただし、川崎市長選挙及び川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における確認団体は、確認書が交付された選挙において、その選挙が行われる区域内で、確認書の交付を受けたときから選挙の期日の前日（10月25日）までの間、一定の制限の範囲内において、これらの政治活動を行うことができます。

(公職選挙法 201 の 8、201 の 9、201 の 11、201 の 12、201 の 13、201 の 15)

政治活動の態様	制 限
1 政談演説会の開催	・ 所属する候補者の数の4倍に相当する回数以内
2 街頭政談演説の開催	・ 「3」の政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲 ただし、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように、また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない。 ・ 午後8時から翌日午前8時までの間は禁止
3 政治活動用（政党その他の政治団体の発行する機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む）自動車の使用	・ 確認団体の本部、支部を通じて1台
4 政治活動用（政党その他の政治団体の発行する機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む）拡声機の使用	・ 政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む）の場所及び「3」の政治活動用自動車の車上で使用することができる。
5 ポスターの掲示 (規格 85 c m×60 c m以内)	・ 100枚以内

政治活動の態様	制 限
6 立札及び看板の類の掲示（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）	・ 政談演説会告知用のもの（一の政談演説会ごとに立札及び看板の類を通じて5以内）及びその会場内で使用するもの（大きさに制限なし） ・ 「3」の政治活動用自動車に取り付けて使用するもの
7 ビラ（ビラの類を含む）の頒布	・ 散布は禁止 ・ 市選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内（枚数、大きさに制限なし）
8 連呼行為	・ 政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所並びに午前8時から午後8時までの間、「3」の政治活動用自動車の上においてする場合を除き、禁止 ・ 学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように努めなければならない。
9 掲示又は頒布する文書図画における特定の候補者の氏名又は氏名類推事項の記載	・ 新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を除き禁止
10 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布	・ 政談演説会の会場においてする場合を除き、禁止ただし、 ア 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物のうち、職員住宅及び公営住宅を除く。 イ 文書図画のうち、新聞紙及び雑誌を除く。 ウ 頒布のうち、郵便又は新聞の折込方法による頒布を除く。
11 機関紙誌における選挙に関する報道評論の掲載	・ 届出機関新聞紙及び届出機関雑誌（号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除く）各1について掲載することができる。 ・ 通常の方法により頒布し、又は県選挙管理委員会の指定する場所に掲示することができるが、届出の際、引き続いて発行されている期間が6月以上のものと6月に満たないものそれぞれにおいて頒布の方法に制約を受ける。

（備考）

- 1 上記の制限のほか、政治活動の態様ごとに方法に関する制約があります。
- 2 確認団体のシンボル・マークを表示したポスター、立札若しくは看板の類又はビラも上記政治活動用ポスター、立札若しくは看板の類又はビラに含まれます。